

「栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」 逐条解説

平成 19 年 4 月 経営管理部情報システム課

1 規定内容及び基本的考え方

(1) 趣旨

「栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」(平成 19 年栃木県規則第 34 号)は、「栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例(平成 19 年栃木県条例第 3 号。以下「e-文書条例」という。)」の施行に関し、必要な事項を定めるものである。

(2) 規定内容

e-文書条例の委任を受け、他の条例等により書面により行わなければならない保存等について電磁的記録により行うこと(以下「電子化」という)を容認すること保存等の範囲、その方法及び要件等について規定している。

(3) 通則的な規則形式

e-文書条例に基づく委任事項は、県の機関の規則等によって定めることとなる。

規則等は手続等を規定する個別の条例等ごとに策定するのが基本であるが、規定する内容が個別の条例等ごとに異ならず、取りまとめることが可能な場合には、複数の規則等をまとめて定めることも可能とされている(いわゆる通則規則方式)。

知事が所管する事務に係る手続等に関しては、電子化容認の一覧性、電子化の要件の標準化から考えて全ての手続を包括的に対象とする通則規則方式を採用することとし、その制定については情報政策課で行うこととした。

またこれにより、「栃木県行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例施行規則」(平成16年栃木県規則第17号)や「特定非営利活動促進法施行条例施行規則」(平成10年栃木県規則第69号)との整合性もとれ、各原課における規定整備作業の負担が軽減されることが期待される。

2 逐条解説

第1条 趣旨

第1条 民間事業者等が、知事の権限に属する事務に係る書面の保存等を、栃木県民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成19年栃木県条例第3号。以下「条例」という。）に基づき電磁的記録を使用して行う場合については、他の規則に特別の定めがある場合を除くほか、この規則の定めるところによる。

〔趣旨及び解説〕

- 1 本規則は、e-文書条例の施行に関し、必要な事項を定めるものである。
具体的にはe-文書条例の委任を受け、電磁的記録による保存の適用範囲及び具体的な方法、電磁的記録による作成の適用範囲及び具体的な方法、氏名又は名称を明らかにする措置並びに電磁的記録による縦覧等の適用範囲及び具体的な方法について規定している。
- 2 本規則の対象となる保存等は、知事が所管する事務に係る別表第1、第2及び第3に掲げるものである。
- 3 本規則は、e-文書条例における規則等として、民間事業者等が行う書面の電子化等について共通する事項について規定している。したがって、他の規則において、本規則とは異なる特別の定めがある場合には、当該特別の定めが優先する。

第2条 定義

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

〔趣旨及び解説〕

本条は、本規則で用いる用語の意義を明らかにしたものである。
本規則で用いる用語の定義は、e-文書条例と同じものとする。

第3条 電磁的記録による保存の適用範囲

第3条 条例第3条第1項の規則等で定める保存は、別表第1の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存とする。

〔趣旨〕

本条は、e-文書条例の適用を受ける保存の範囲を定めたものである。

〔解説〕

e-文書条例第3条第1項にある「(規則等で定めるものに限る。)」の規定により、保存の適用範囲を別表第1にて定めている。

第4条 電磁的記録による保存の方法

第1項 保存の方法

第1項 民間事業者等は、条例第3条第1項の規定により、別表第1の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の保存に代えて当該書面に係る電磁的記録の保存を行う場合には、次に掲げる方法のいずれかにより行わなければならない。

一 作成された電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下「磁気ディスク等」という。）をもって調製するファイルにより保存する方法

二 書面に記載されている事項をスキャナ（これに準ずる画像読取装置を含む。）により読み取ってできた電磁的記録を民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法

〔趣旨〕

本項は、電磁的記録による保存を行う場合の方法について定めたものである。

〔解説〕

- 1 電磁的記録の保存を行う場合は、
 - ①最初からパソコン等により作成したものを電磁的記録により保存する方法（第1号）
 - ②書面で保存しているものを、スキャナで読み込みできた画像情報が記録された電磁的記録にした上で保存する方法（第2号）の方法に分けられる。

なお、「①最初から電磁的記録により作成したものを電磁的記録により保存する方法」の具体的な例は、Wordや一太郎といったワープロソフトで作成したものを最初から電磁的記録により保存することをいう。
- 2 電磁的記録の保存を行う場合には、電子計算機のハードディスクに保存する方法のほか、他の電磁的記録媒体に保存する場合を規定する。
- 3 「磁気ディスク」とは、本条においてはフロッピーディスク等を想定している。
- 4 「（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。）」とは基本的には光ディスク等を指し、CD-R等を想定している。
- 5 「（これに準ずる画像読取装置を含む。）」とは、デジタル複合機といったプリンタ等にスキャナ機能を統合した製品のことをいう。
- 6 e-文書条例施行前の書面の保存を遡及的に電子化できるのは、②書面で保存しているものを、スキャナで読み込みできた画像情報が記録された電磁的記録にした上で保存する方法（第2号）のみである。パソコン等により作成したものを電磁的記録により保存する方法では、文書の改ざんができる危険性があるため最初から電磁的に記録により作成したもののみしか電子化を認められない。
- 7 元々の書面の作成等に加えて書面に係る電磁的記録の作成等を行う場合は、本項の適用はない。

第2項 見読性の確保

第2項 民間事業者等は、前項の規定による電磁的記録の保存を行う場合には、必要に応じ電磁的記録に記録された事項を出力することにより、直ちに明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成することができるようにしなければならない。

〔趣旨〕

本項は、電磁的記録による保存を行う場合の必要な要件を定めている。

〔解説〕

- 1 本項では、書面による保存と同程度の機能を担保できるようにすることが求められるため、電磁的記録による保存が行われる場合に必要な要件として、情報を即座に読み取ることが可能であること（見読性）を規定した。
- 2 本項では、基本的に以下の3つの要件を含んでいる。
 - ①コンピュータの端末、ディスプレイ、プリンタを備えること。
 - ②電磁的記録を表示するためのソフトを備えること。
 - ③書面をスキャナによって読み取り電磁的記録として保存する場合、必要な内容が判断できるように読み取ること。
- 3 「①コンピュータの端末、ディスプレイ、プリンタを備えること。」とは、電磁的記録はそのままでは見読できる状態にないため、記録されている情報をパソコンのディスプレイに即座に表示することが出来るようにしておくこと、または記録されている情報を書面に印刷出来るような措置が必要であることである。併せて、これを必要に応じて操作するためのコンピュータ端末も設置する必要がある。
- 4 「②電磁的記録を表示するためのソフトを備えること。」とは、電磁的記録は人が直接知覚できないものであり、必要に応じて電磁的記録を人が直接知覚できる携帯に変換し、かつ内容を理解できるような措置をとることである。

具体的には、作成したファイルのソフトウェアを備えておくこと、ハードウェアを更新する場合であってもハードウェア更新前の電磁的記録を見られるソフトウェアを備えておくこと等である。
- 5 「③書面をスキャナによって読み取り電磁的記録として保存する場合、必要な内容が判断できるように読み取ること。」とは、原本である書面上に記載されている情報を正しく読み取るため、「明瞭かつ整然とした形式で使用に係る電子計算機その他の機器に表示し、及び書面を作成」できる解像度で読み取ることである。

第5条 電磁的記録による作成の適用範囲

第5条 条例第4条第1項の規則等で定める作成は、別表第2の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成とする。

〔趣旨〕

本条は、e-文書条例の適用を受ける作成の範囲を定めたものである。

〔解説〕

e-文書条例第4条第1項にある「(規則等で定めるものに限る。)」の規定により、作成の適用範囲を別表第2にて定めている。

第6条 電磁的記録による作成の方法

第6条 民間事業者等は、条例第4条第1項の規定により、別表第2の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の作成に代えて当該書面に係る電磁的記録の作成を行う場合には、民間事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスク等をもって調製する方法により作成を行わなければならない。

〔趣旨〕

本条は、電磁的記録による作成を行う場合の方法について定めたものである。

〔解説〕

- 1 電磁的記録の作成を行う場合には、電子計算機のハードディスクに作成する方法のほか、他の電磁的記録媒体に作成する場合を規定する。
- 2 「磁気ディスク等」とは、第4条第1項（保存の方法）の解説を参照のこと。

第7条 氏名又は名称を明らかにする措置

第7条 条例第4条第3項の氏名又は名称を明らかにする措置であって規則等で定めるものは、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）第2条第1項に規定する電子署名とする。

〔趣旨〕

本条は、氏名又は名称を明らかにする措置について定めたものである。

〔解説〕

- 1 書面の作成に代えて電磁的記録の作成を行う場合の署名等に代わる措置として、電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する電子署名としている。
- 2 電子署名及び認証業務に関する法律第2条第1項に規定する「電子署名」とは、電磁的記録に記録することができる情報について行われる措置であって、
 - ①当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すものであること
 - ②当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであることのいずれの要件にも該当するものをいう。

電子署名は、具体的には、公開鍵暗号方式（PKI）を使用して行うが、これは一般に公開されている公開鍵と電子署名を行う者のみしか知らない秘密鍵のペアを作成し、電子署名を行う者が秘密鍵で電子署名して暗号化し、相手方は公開鍵で復号する方式となる。秘密鍵で暗号化したものしか公開鍵で復号できないので、逆に公開鍵で復号できることをもって、その記録が秘密鍵保持者である本人によって暗号化されたものであることを特定できることになる。

【参考】電子署名及び認証業務に関する法律

第2条第1項 この法律において「電子署名」とは、電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。

- 一 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
- 二 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。

第8条 電磁的記録による縦覧等の適用範囲

第8条 条例第5条第1項の規則等で定める縦覧等は、別表第3の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等とする。

〔趣旨〕

本条は、e-文書条例の適用を受ける縦覧等の範囲を定めたものである。

〔解説〕

e-文書条例第5条第1項にある「(規則等で定めるものに限る。)」の規定により、縦覧等の適用範囲を別表第3にて定めている。

第9条 電磁的記録による縦覧等の方法

第9条 民間事業者等は、条例第5条第1項の規定により、別表第3の上欄に掲げる条例等の同表の下欄に掲げる規定に基づく書面の縦覧等に代えて当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合には、当該事項をインターネットを利用する方法、当該民間事業者等の事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示する方法又は電磁的記録に記録されている事項を記載した書類による方法により行わなければならない。

〔趣旨〕

本条は、電磁的記録による縦覧等を行う場合の方法等について定めたものである。

〔解説〕

- 1 書面の縦覧等に代えて、当該書面に係る電磁的記録に記録されている事項の縦覧等を行う場合として、以下の3つを規定する。
 - ①インターネットのサイトに当該電磁的記録を掲示することにより、不特定多数の者に縦覧等を行う場合
この場合は、インターネットを利用できる環境にある者しか利用できないというデメリットがあるが、インターネットを利用できる環境にある者は、時間や場所等の制約なしに縦覧等ができるというメリットがある。
 - ②事務所に備え置く電子計算機の映像面に表示して縦覧等を行う場合
この場合は事務所に電磁的記録を再生するディスプレイ等を設置しその場所において縦覧等に供するものとする。縦覧等を求める者がコンピュータ等を有していなくても縦覧等を行うことが可能であるというメリットがあるものの、縦覧等を行う者が一定の場所に出向かなければならないというデメリットがある。
 - ③電磁的記録に記録されている事項を記載した書類を縦覧に供して縦覧等を行う場合
この場合は、電磁的記録に記録されている事項を書類に印刷して、当該書類を縦覧に供するものとする、電磁的記録として保存されている情報についてもこの規定により書類で縦覧等に供することが可能となる。メリット、デメリットは②と同様である。
①から③のうち、どの方式を採用するかについては、民間事業者等の裁量とする。
- 2 元々の書面の縦覧等に加えて書面に係る電磁的記録に記録されている事項又は当該事項を記載した書類により行う縦覧等を行う場合は、本条の適用はなく、サービスとして行っているものと解される。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

〔趣旨及び解説〕

本規則は、e-文書条例とあわせて施行する。

別表第1（第3条、第4条関係）電磁的記録による保存の適用範囲

条 例 等	規 定
公衆浴場法施行条例（昭和24年栃木県条例第3号）	第7条第2号
栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例（昭和24年栃木県条例第53号）	第11条
栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例（昭和25年栃木県条例第29号）	第13条
旅館業法施行条例（昭和33年栃木県条例第43号）	第13条第1項第2号
栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例（昭和60年栃木県条例第28号）	第11条
栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成10年栃木県条例第37号）	第17条第1項及び第26条
食品衛生法施行条例（平成12年栃木県条例第4号）	別表第1 2 施設における衛生管理の表第3項第11号、第4項第2号、第55項第2号及び第7項第2号ケ
栃木県生活環境の保全等に関する条例（平成16年栃木県条例第40号）	第48条
栃木県青少年健全育成条例（平成18年栃木県条例第41号）	第33条の2第3項（同条第5項において準用する場合を含む。）
社会福祉法施行細則（昭和27年栃木県規則第9号）	第8条及び第11条
栃木県補助金等交付規則（昭和36年栃木県規則第33号）	第23条
栃木県知事の所管に属する公益法人の設立等に関する規則（昭和36年栃木県規則第66号）	第11条
消費生活協同組合法施行細則（昭和42年栃木県規則第22号）	第2条
化製場等に関する法律施行細則（昭和59年栃木県規則第68号）	第11条
栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）	第180条
栃木県知事の所管に属する公益信託に係る許可及び監督に関する規則（平成19年栃木県規則第54号）	第27条

別表第2（第5条、第6条関係） 電磁的記録による作成の適用範囲

条 例 等	規 定
栃木県有種畜貸付及び処分に関する条例	第11条
栃木県豚、緬羊、山羊種雄畜検査条例	第13条
栃木県浄化槽保守点検業者の登録に関する条例	第11条
栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第17条第1項
栃木県生活環境の保全等に関する条例	第48条

別表第3（第8条、第9条関係） 電磁的記録による縦覧等の適用範囲

条 例 等	規 定
栃木県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例	第19条